

境港市公式ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の取扱いについて、境港市広告掲載等取扱要綱（平成19年4月1日施行、以下「取扱要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてバナー広告とは、市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(バナー広告の内容等の基本原則)

第3条 市ホームページに掲載するバナー広告及び当該バナー広告からリンクしているホームページの内容は、それぞれ取扱要綱第3条に規定する要件を満たさなければならない。

(バナー広告の規格等)

第4条 バナー広告の規格及び掲載するページは、別表のとおりとする。

2 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(バナー広告掲載等の基準)

第5条 掲載することができるバナー広告は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 画像が変化し、又は移動する場合は、閲覧者の目への負担が大きくなるもの
- (2) 光感受性発作を誘発させないもの
- (3) 明度差の強い画面の反転表示が継続しないもの
- (4) 文字色と背景色の明度差は十分にとり、また、背景によっては文字の周りを縁取るなどの方法により、文字を読みやすくするよう配慮したもの

(禁止事項)

第6条 バナー広告には、次に掲げる表現を禁止する。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
- (3) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン又はボタンの様に見えるもの
- (4) アラートマーク等OSがユーザーに対して注意喚起を促すための画像又はそれに類似するもの
- (5) ラジオボタン又はラジオボタンの様に見えるもの
- (6) テキストボックス(入力できるように見えるものを含む。)
- (7) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるものを含む。)
- (8) バナー広告の内容及びリンク先の内容に関連性がないもの
- (9) いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
- (10) その他市長が不相当と判断するもの

(広告主の募集等)

第7条 広告主の募集及び選定は、地域振興課が行い、募集方法は境港市公式ホームページ等に掲載するものとする。

2 広告主は、境港市公式ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)にバナー広告原稿を添えて、掲載を希望する月の前々月の末日までに地域振興課へ提出するものとする。

(バナー広告原稿の作成及び提出)

第8条 バナー広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(決定)

第9条 市長は、第7条第2項の規定により申し込みがあったバナー広告の掲載の可否を、広告審査委員会の審査を経て決定し、境港市公式ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)にて当該結果を広告主に通知する。

(広告掲載料の負担)

第10条 広告主は広告掲載料として指定された額を、指定された期日までに納付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表(第4条関係)

広告の規格、掲載するページ及び枠数

広告の規格	掲載するページ
サイズ縦60ピクセル×横120ピクセル 画像形式GIF(アニメーション可、透過不可)、 JPEG、PNG 容量5KB以内	境港市公式ホームページの トップページ